

いじめ防止基本方針



平成 2 6 年 3 月 策定

平成 3 0 年 2 月 改定

室戸市立羽根中学校

目 次

I. いじめの防止に関する基本的な考え方

1. はじめに	4
2. いじめの定義	4
3. いじめ防止対策の組織	5
4. 年間計画	6

II. いじめの防止

1. 基本的な考え方	7
2. いじめ防止のための体制	7
3. いじめ防止のための措置	8
(1) いじめ問題についての基本認識	
(2) 授業・学級経営を通じた指導	
(3) 教師の在り方	
(4) 特に配慮が必要な生徒への支援	
(5) 教職員の資質能力の向上	
(6) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組	

III. いじめの早期発見

1. 基本的な考え方	11
2. いじめの早期発見のための措置	11
(1) いじめの実態把握	
(2) 相談支援態勢の整備・充実	
3. いじめの相談窓口	11
(1) 学校における相談・通報窓口	
(2) 学校以外の相談・通報窓口	
(3) いじめの相談や通報の指導	

IV. いじめの対応

1. 基本的な考え方	12
2. いじめの発見・通報を受けたときの組織的対応の展開	12
3. いじめられた生徒又はその保護者への支援	14
4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	14
(1) いじめた生徒への事情聴取	
(2) 保護者への連絡と連携	
(3) いじめた生徒への指導と支援	
5. いじめが起きた集団への働きかけ	15
(1) いじめが起きた集団への働きかけ	
(2) 学校の課題として解決を図る	
6. ネット上のいじめ	16
(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合	
(2) 書き込みへの対応	
(3) 情報モラル教育の充実	
7. 重大事態の対応	16
(1) 重大事態についての基準	
(2) 重大事態対応フロー図	
8. 「緊急学校支援チーム」の等派遣要請	18

I いじめ防止に関する基本的な考え方

1. はじめに

いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対にゆるさない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければならない。とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があると考えられ、羽根中学校では、いじめ防止対策推進法 12 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針、高知県いじめ基本方針（改訂）、室戸市いじめ防止基本方針（改訂）に基づき本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等該当生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

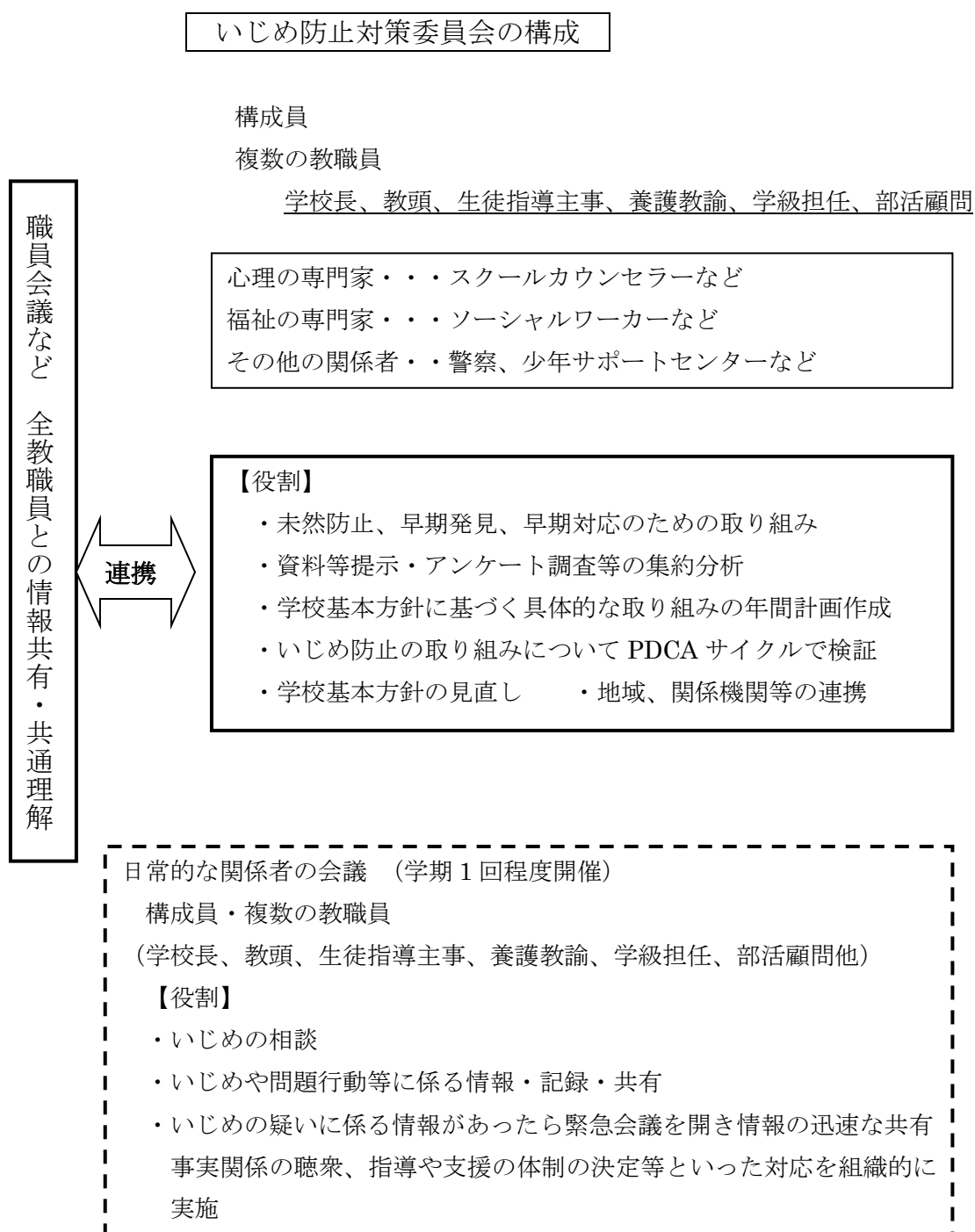
具体的ないじめの態様は、以下のものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- ・意図的に仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3. いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、その組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。



4, 年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	防 止 対 策	早 期 発 見	会 議
4 月	・組織職員会での各学年の仲間関係、一人ひとりの生徒状況の情報交換と確認 ・野外活動での仲間・集団づくり、コミュニケーション能力の育成 ・新入生歓迎行事で異学年との交流、集団・仲間づくり	相談窓口の周知(SC室等) PTA 総会 (学校基本方針の説明と協力要請)	校内支援会議 いじめ防止対策委員会
5 月	・生活スタイルアンケート	・集計・分析・公表	校内支援会議
6 月	・Q・U ・校内研修 ・ネット犯罪防止学習 ・学校生活アンケート	・集計・分析・対策 ・集計・分析・公表	校内支援会議
7 月	・学校評価アンケート ・三者面談（家庭・学校での様子の把握と情報交換）	・集計・分析・公表	校内支援会議
8 月	・全校登校日 ・校内研修「いじめ」 ・校内研修「生徒理解」	休業中の生活の様子、部活動の活動の様子を把握	いじめ防止対策委員会 校内支援会議
9 月	・体育大会		校内支援会議
10 月	・校内研修 【講師：濱川臨床心理士】		校内支援会議
11 月	・文化発表会 ・Q・U ・学校生活アンケート	・集計・分析・対策 ・集計・分析・公表	校内支援会議
12 月	・学校評価アンケート ・三者面談（家庭・学校での様子の把握と情報交換）	・集計・分析・公表	校内支援会議
1 月	・人権教育研究発表会		校内支援会議
2 月	・生活スタイルアンケート	集計・分析・公表	校内支援会議
3 月	・三者面談（家庭・学校での様子の把握と情報交換）		いじめ防止対策委員会 校内支援会議

※取り組み状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は、上記のように定期的に会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処等の検証や、必要に応じた基本方針、計画の見直しを行う。

Ⅱ いじめ防止

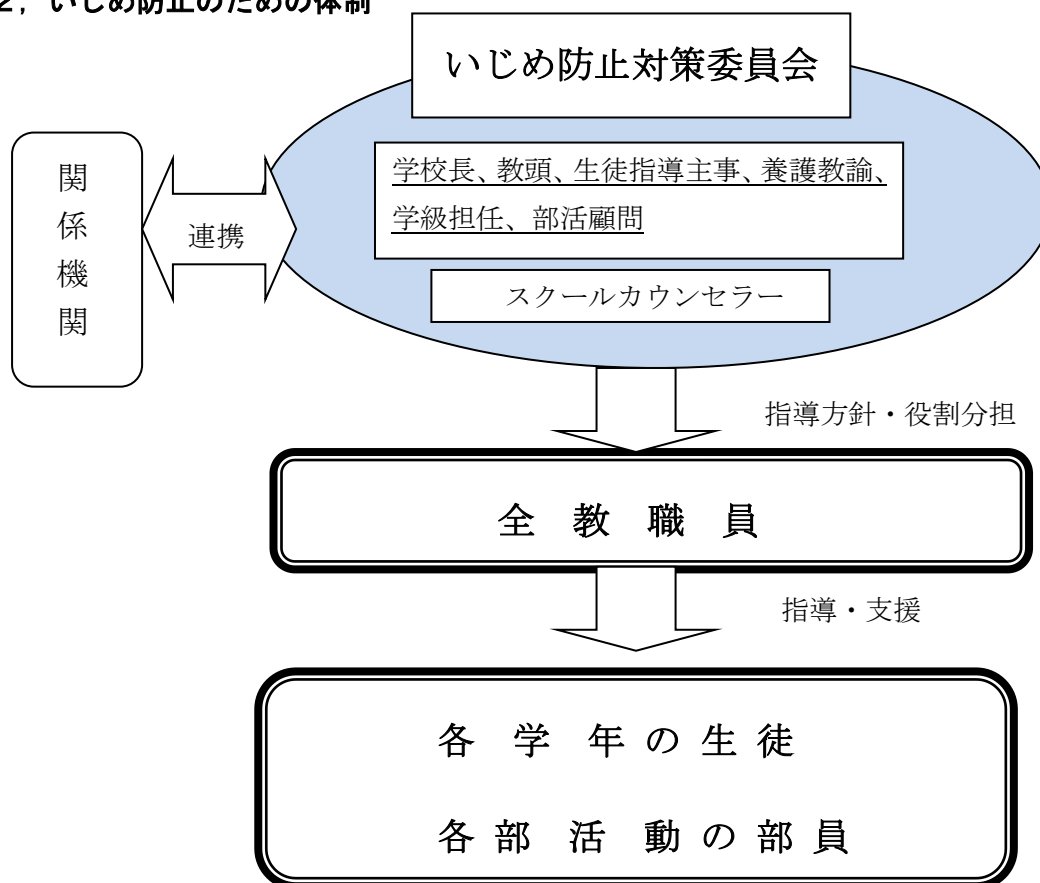
1. 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を徹底し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要かつ重要であるとする。

また、いじめの背景にあるストレス等の原因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらには、全ての生徒が安心して自己有用感や充実感を感じることができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。これらに加えて、いじめの問題への取り組みの重要性について地域全体に正しい認識を拡充し、地域・家庭と一体となった取り組みを推進していくための普及啓発が必要である。

2. いじめ防止のための体制



3. いじめ防止のための措置

(1) いじめ問題についての基本認識

平素からいじめについての共通理解を図るために、教職員及び生徒に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 授業・学級経営を通じた指導

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること」等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。

生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させ、いじめを許さない環境づくりを推進する。

(3) 教師の在り方

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながり、生徒達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての生徒が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにいき、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切であり、自己有用感や自己肯定感を育む取組みとしては、授業や行事において、生徒を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、生徒一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。

(4) 特に配慮が必要な生徒への支援

下記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員が正しく理解するとともに、学校として必要な対応を行う。

- ④ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下、「被災生徒」という）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（５） 教職員の資質能力の向上

いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たるようにする。

年に数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修や、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」、「学級経営ハンドブック」、「Let's feel じんけん」等、指導資料を活用した校内研修を実施する。

（６） 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組

① ＰＴＡや地域の関係団体との連携促進

ＰＴＡや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業を周知する。

また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するＰＴＡや家庭でのルールづくりを推進する。

② 地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり

学校支援地域本部（地域学校協働本部）、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。

また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。

Ⅲ いじめの早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは周囲からの目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめの実態把握の方法として、年間2回以上「学校生活アンケート」による調査を実施するとともに、定期的な生徒へのアンケートにより、相談体制が適切に機能しているかなどを教員が点検する。また、個人日誌、生徒観察、家庭訪問などさまざまな取組を組み合わせていじめの認知に努めるようにする。気になる情報や行為があった場合は、いじめ防止対策委員会に報告し、生徒の思いや状況を組織として確認する。

(2) 相談支援態勢の整備・充実

心の教育センター、スクールカウンセラー、学校における校内支援会の充実など組織的な校内支援態勢を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決につなげる。

また、心の教育センター、少年サポートセンター、児童相談所等における相談や、「24時間子供SOSダイヤル」が、常時いじめの相談に応じることができることを生徒に積極的に周知する。生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりとして、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく必要がある。

3. いじめの相談・通報窓口

いじめに係わる相談を受けた場合、すみやかに事実の有無の確認を行います。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター

電話 0887-24-6000

E-mail : hane-j@kochinet.ed.jp

(2) 学校以外の相談・通報窓口

○室戸市教育委員会学校保育課	0 8 8 7 - 2 2 - 5 1 4 1
○室戸市教育研究所	0 8 8 7 - 2 2 - 1 2 3 0
○室戸市児童相談所	0 9 9 7 - 2 2 - 6 1 3 0
○高知県心の教育センター	0 8 8 - 8 3 3 - 2 9 3 2
○高知県中央児童相談所	0 8 8 - 8 6 6 - 6 7 9 1
○少年サポートセンター	0 8 8 - 8 2 5 - 0 1 1 0
○室戸警察署	0 8 8 7 - 2 2 - 0 1 1 0
○24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

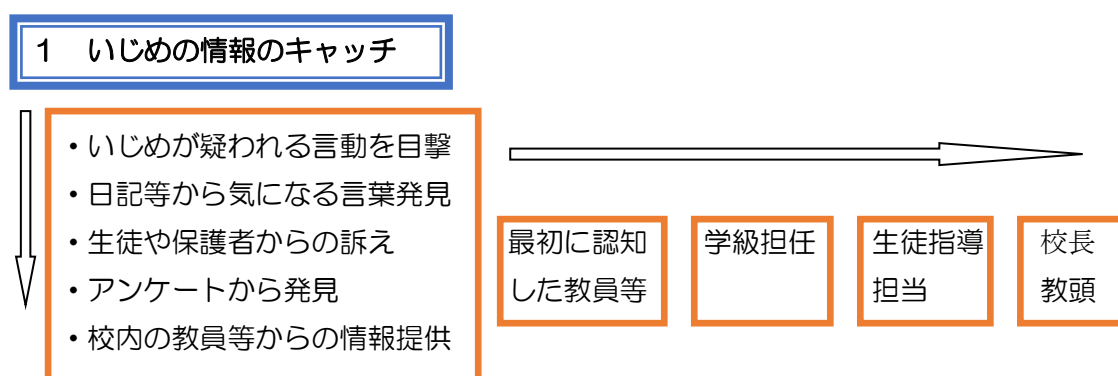
(3) いじめの相談や通報の指導

IV いじめの対応

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめの発見・通報を受けたときの組織的対応の展開



2 対応チーム

<いじめ防止対策委員会の立ち上げ>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任、部活動顧問、
当該学年教員、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター

3 対応方針の決定・役割分担

<いじめ防止対策委員会>

①情報の整理

②対応方針

- ・対応方針、事情聴取の方法等の確認
- ・緊急度の確認、危険度の確認

③役割分担

- ・被害者、加害者、周辺生徒からの事情聴取と支援・指導担当の分担
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

<いじめ防止対策委員会>

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲の生徒→加害者の順に行う
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密厳守
- ・いじめ加害者が被害者や通報者への圧力を防ぐ
- ・いじめの関係者間におけるトラブルがないように、事実に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる
- ・いじめに係わる情報を適切に記録し保管

5 いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

<いじめ防止対策委員会>

【下記に記載】

- ①いじめ被害者への対応
- ②いじめ加害者への指導・対応（複数教員での対応と記録）
- ③観衆、傍観者への指導・対応

【組織的対応の留意点】

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）に報告し、管理職・学年等と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、状況、必要に応じて、専門の関係機関と相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、市教委へ連絡・相談する。

【重大事態の対応（下記に記載）】

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) いじめた生徒への事情聴取

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 保護者への連絡と連携

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導と支援

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめが起きた集団への指導

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめに関わった生徒に対しては、個別の面談により正確に事実を確認するとともにいじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく孤独感や孤立感を強める存在であることを学級指導や個別面談により理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず大人（保護者、教職員）に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) 学校の課題として解決を図る

いじめが確認された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、確認されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の能力開花を図る。その際スクールカウンセラーとも連携を図る。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

6, ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるように情報モラル教育を実施する。

7, 重大事態の対応

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害をこうむった場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

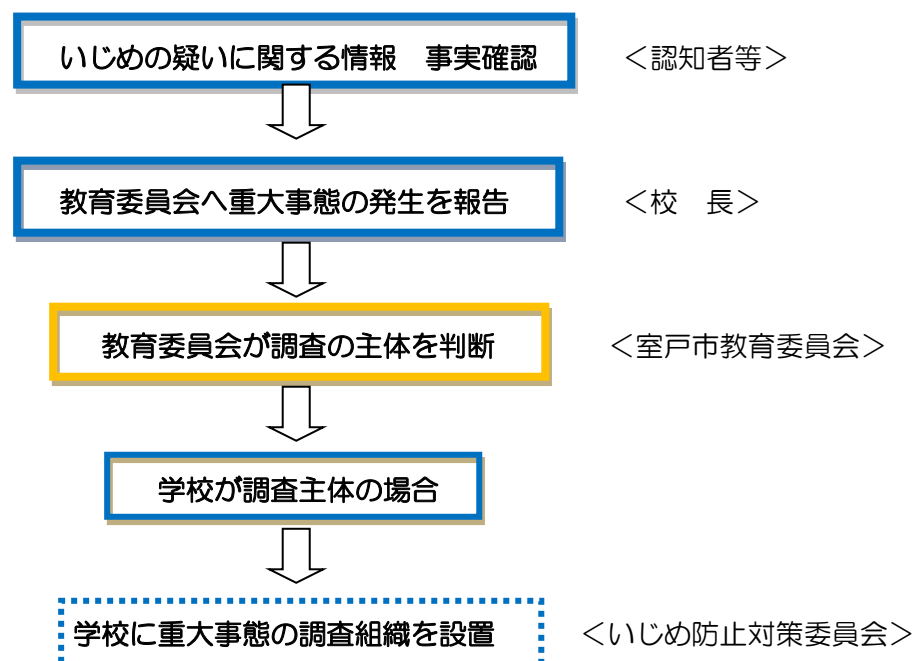
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 年間30日を目安とする
- 一定期間（7日間）連続して欠席しているような場合

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない

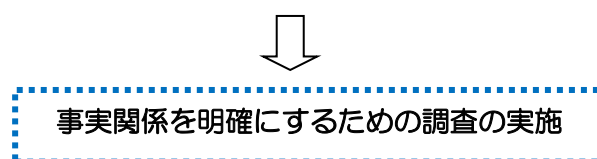
重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として適切に対処する。

（２）重大事態対応フロー図



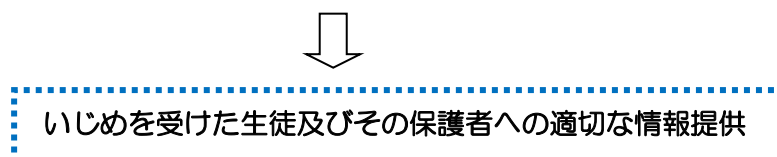
※「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる

※組織の構成については、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める



※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする



※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する

※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する



調査結果を室戸市教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた
文書も調査結果に添付する



調査結果を踏まえた必要な処置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し実施する
※再発防止に向けた取組の検証を行う

8. 「緊急学校支援チーム」等の派遣要請

いじめにより生徒の生命に関わるような緊急事案が発生した場合や、学校だけでは解決が困難な事案については、指導主事等の職員、臨床心理士、弁護士、教員経験者、警察経験者等で構成された「緊急学校支援チーム」等の派遣を要請し、生徒やその保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復に向けた助言、適切な支援を求める。